



メタデータ項目	社会経営ジャーナル第4号掲載論文
題名 Title	子どもの貧困 －日本と世界の子ども政策を比較し日本の子どもの貧困の現状と問題点を明らかにする
作成者 Author	山口 任見
雑誌名 Citation	社会経営ジャーナル, 2016, Vol.4, pp12-20
発行者 Publisher	放送大学社会経営研究編集委員会
ISSN	2188-1073
巻	Vol.4
ページ	pp12-20
発行年	2016
URL	<a href="http://u-air.net/SGJ/pub/20161101J-Yamaguchi.pdf">http://u-air.net/SGJ/pub/20161101J-Yamaguchi.pdf</a>

## 子どもの貧困

— 日本と世界の子ども政策を比較し  
日本の子どもの貧困の現状と問題点を明らかにする —

山口 任見

### 要旨

近年子どもの貧困がマスコミを通して取り上げられる機会が増え、多くの人から関心が向けられるようになってきた。日本における子どもの相対的貧困率は2012年の厚生労働省の調査(注1)で16.3%であった。また子どもが所属する世帯は1人親世帯で54.6%、大人2人以上世帯で12.4%が貧困状態(注2)である。

この論文では子どもの貧困を取り上げているが、子どもが単独で貧困となることはなく、子どもが所属している世帯の貧困が直接の原因である。2012年の子どもの貧困率16.3%という数字は経済的に不利な状況の中で日々暮らしている子どもが100人中16人いるということである。

このように高い子どもの貧困率は、子どもを養育している保護者の貧困が原因で引き起こされている。この論文のタイトルの貧困を成人ではなく子どもとしたことには理由がある。成人の貧困を減らすための生活保護支給に批判的な人も、子どもの貧困を改善するという目的であれば反対する人が少ないからである。何故なら子どもは自分の力だけで成長することはできない弱い存在だからであり、大人の擁護が必要な存在だからである。子どもの貧困を問題とする中で、その原因である養育者の貧困問題が現れ、ひいては社会全体の貧困問題が浮き彫りになる。

この論文では子どもの貧困を、1. OECD各国と日本の所得再分配前後の貧困率の変化を比較する中で、日本だけが再分配政策後に貧困率が高くなるという逆転現象を起こしていることを明らかにし、日本の子どもの貧困率の高い原因を考える、2. 子どもの支援が進んでいるOECD先進国(この論文ではイギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン)の家族政策の取組みを比較して、日本の子どもの貧困の原因である所属する世帯の貧困原因を探るとともに、貧困を解消するためには何が必要なのかを考えていきたい。

### 1章 貧困を悪化させているのは再分配政策なのか

#### 1節 先行研究

諸外国の家族政策、税額控除との比較、子どもの貧困の経路から分析した先行研究論文について、以下では研究の系統を分類して紹介したい。

第1に、「子どもが成長する過程で、貧困が与える影響について論じている論文」として、阿部(2011、2012)は子どもの貧困が起こる経路の分析で、子ども期のステージによって親の所得や政府の介入などの「人的投資」の効果が違うことを指摘し、中でも乳幼児期の親の経済階層が最も子どものアウトカムに大きく影響を与えているとし、親からの繰り返し(貧困の連鎖)を克服する視点を持つことが重要であるとしている。

第2に、「貧困の原因を再分配から論じている論文」として、勝又(2006)は、社会保障給付配分の分析から、日本の社会支出の規模が、必要とする社会的厚生の実現に十分なものであるか、希望する厚生水準が達成できているかどうかを再配分の見直しを提案している。大石(2014)は、母子世帯の母親の就業率の高さを上げ、児童扶養手当の支給停止(5年ルール)、子ども手当、新児童手当による再配分効果を検証することが重要であるとしている。また、太

田（2006）は、日本の所得再分配を欧米諸国の再分配と比較して、日本の再分配が小さいことを指摘し、家族政策への支出の小さいことが、子どものいる世帯の相対的貧困率を高めているとしている。鎌倉（2010）は、諸外国の給付付き税額控除を紹介し、国によって導入動機づけが異なるとして、勤労促進、家族構成への配慮、資産要件の有無、など①～⑩の項目を上げて制度設計上の論点があるとしている。

第3に、「貧困を削減するための海外と日本の家族政策とを比較した論文」として、渡邊（2008）は、諸外国の家族政策と日本の家族政策を比較し、児童手当の年齢制限の拡大、支給額の増額が不可欠であるとしている。

第4に、「貧困世帯の増加によって、将来日本の貧困世帯がさらに増えると論じた論文」として、四方、田中（2011）は、現在の年金未納者が増えることにより、将来生活保護世帯が増えるとしている。

これらの先行研究では、所得再分配が上手く機能していないことが原因で子どもの貧困が引き起こされており、子どものいる家庭への再分配を行うことが重要であることが指摘されているが、いずれもそれに伴う財源に関しては触れられていない。今回は資料不足、調査不足のため今後の課題としたい。

本論文では、これらの論文の中で第2と第3の先行研究を中心として、貧困の原因が再分配政策にあるとして論じ、また日本と海外の家族政策のうち、児童手当、就労保障、住宅手当、教育手当を比較することで、日本の子どもの貧困対策の不足している点を考察したい。

## 2節 再分配政策による先進国の子どもの貧困の変化

社会福祉政策の充実しているEU先進諸国では、税や、社会保障による再分配制度により、当初所得では貧困率が高くても再分配後には貧困率は下がっている。ところが日本では福祉の再分配政策によってかえって貧困率を悪化させている。

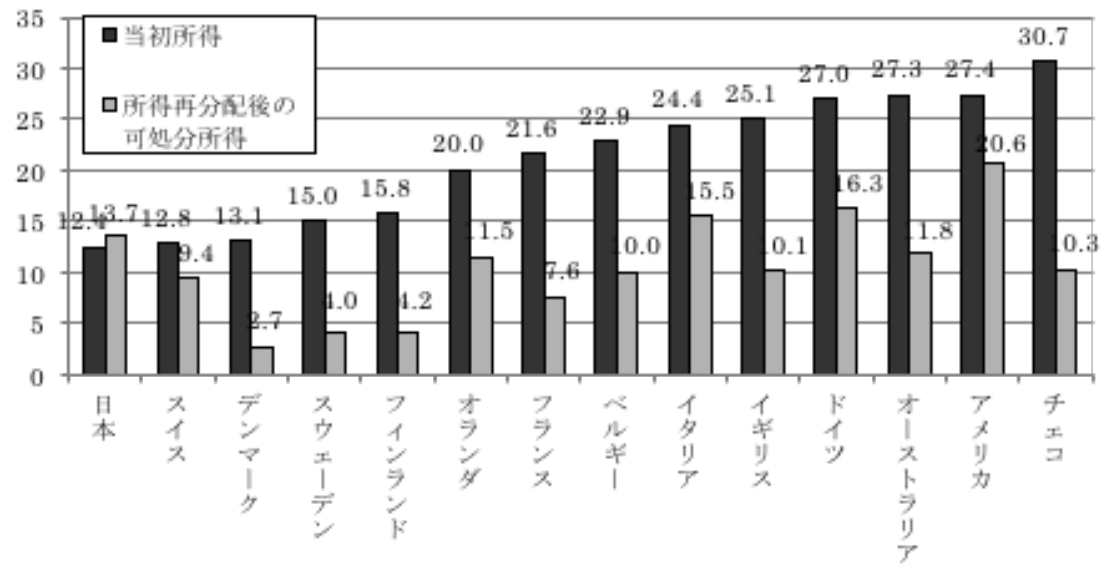
図2は、再分配前後の国際比較をするために得られたデータである。2000年代中頃とやや古いものしか得られなかったが、OECD加盟国の子どもの貧困率が当初所得から社会保障や税控除などにより所得再分配を行なった後の変化を表したグラフである。

グラフから日本の当初所得の子どもの貧困率は諸外国と比較しても一番低いことがわかる。しかし再分配後の貧困率を見ると日本の子どもの貧困率は12.4から13.7%へと悪化している。対して、後で政策を比較する（データが入手できた国）スウェーデンは15.0から4.0%へ、フランスは21.6から7.6%へ、イギリスは25.1から10.1%へ、ドイツは27.0から16.3%へと大幅に下がり改善されている。日本と同じように子どもの貧困率の高さで問題となっているアメリカでさえも27.4から20.6%へと再分配後の貧困率は下がっている。日本だけが貧困率が上がっていることになる。

子どもの貧困は所属世帯の貧困が原因であることは先に述べたが、日本が再分配後に貧困率が上昇している理由として、1つには貧困世帯への経済的援助の薄さ（注3）がある。社会保障や税などの再分配政策が十分に機能せず、再分配によって貧困率は上昇し返って低所得世帯の生活が苦しい状況となっていることがわかる（注4）。



図2 所得再分配の前後でみた子どもの貧困率水準の比較  
(2000年代中頃)



出典：平成23年版厚生労働白書

(表4-1-2 子ども貧困率、当初所得と再配分後の比較より筆者作成)

2つ目に政府が仮定している国民生活と現在の社会の仕組みとのギャップが考えられる。ギャップの原因として阿部は「1. 日本の社会保障制度は働けば普通の生活が送れるという前提のもとで成り立っており、ワーキングプアが想定されていない。2. 一昔前の大家族制度の崩壊により、単身世帯が増加した。単身世帯の増加により貧困家庭が増えた。3. 失業、病気などにより一度レールから外れても再チャレンジできる社会を想定していたが、正社員で採用されず非正規雇用者が増えた結果、低所得者が増えた」としている 阿部 (2014b)。政府の想定外の家族の仕組みや雇用の変化によって出現した貧困現象に対して、社会保障が必要な世帯にまで行き渡っていないために、再分配後の貧困率が上昇したことが考えられる。

田中 (2010) は、「1990年代半ば以降2000年代半ばにかけて所得が減少するなかで、所得の種類や雇用状況、所得の水準、年齢、

保険の加入状況などの属性や条件により、負担率に大きな不平等や不合理が存在し、またそれが部分的に拡大している。税・保険料の合計負担は所得水準に対して累進的ではあるものの、それは総所得比20%前後の定率負担に近いものである。社会保険料が定率負担ではなく、逆進性が強いことから、直接税の累進性が相殺されるからである。」としている。

つまり再分配政策後に貧困率が上がっている原因として、1. 年金、医療給付が増加した結果、高齢者の貧困率は下がったが、健康保険料、年金保険料など社会保険料の値上げによって、日本では非正規雇用層から高所得層までほぼ定額負担となっており、低所得層の再分配後の可処分所得が低下したことで貧困率が増加した。2. 所得税と住民税を合わせた最高税率が1988年に76%から65%へ引き下げられ、1999年には最高税率が50%となって現在に至っており、税負担の格差が軽減されたことが貧困率上昇の原因となっていると考えられる。

また税の減収を補うため、国民が等しく負担する消費税が増税された結果、消費税の逆進性により低所得世帯への税負担がさらに重くなっていることが考えられる。

## 2章 日本と先進国の子ども政策を比較する

### 1節 日本と先進国の子ども政策の違い

前章で日本では再分配政策が機能せず、子どもの貧困率の逆転現象が見られることを確認したが、OECD主要国では子どものいる世帯への再分配政策による経済的支援によって貧困率を低下させることに成功している。

表1 児童手当の比較（現金・税控除による支給）

	児童手当
フランス	所得制限なし 2人目から支給、2人 129.35ユーロ（17,714円）、3人 295.05ユーロ（40,406円） 以降1人につき 165.72ユーロ加算（22,695円） 14歳～20歳までの児童には月額64.67ユーロが加算される（ただし、子供が2人以下の場合にその年長子には加算措置は適用されない） 家族補足手当 3歳以上の児童を3人以上扶養している世帯に一律支給する。（所得制限あり） 家族扶養手当、単親手当
イギリス	所得制限なし 1人目 週20ポンド50セント×4週（3,905円×4） 2人目以降 週13ポンド55セント×週（2,581円×4） 16歳まで、もしくは学業に就いている20歳以下の子どもに対して支給 児童税額控除 原則として、16歳未満の子供がいる低所得世帯に給付される。 世帯収入が年収15,910ポンド（3,030,723円）を超えると、段階的に減額される
スウェーデン	所得制限なし 1人 1,050クロナ（15,274円）、最長18歳まで支給
ドイツ	所得制限なし 第1子及び第2子 月額184ユーロ（25,197円）、第3子 月額190ユーロ（26,019円）、第4子以降1人につき 月額215ユーロ（29,443円） 18歳未満（教育期間中の子供については25歳未満、失業中の子供については21歳未満、25歳到達前に障害を負ったことにより就労困難になった子供については無期限）のすべての子供を対象に支払われる。 子供のいる家庭は児童手当（原則として給与に対する所得税の源泉徴収額から税額控除される方法で支給）又は児童控除を受けることができる。 児童控除 児童1人当たり月額2,184ユーロ（299,090円）（夫婦の場合4,368ユーロ（598,177円））の「児童扶養控除」と、月額1,320ユーロ（180,768円）（夫婦の場合2,640ユーロ（361,536円））の「監護・養育教育控除」がある（したがって、夫婦合計で7,008ユーロ（959,713円）） 児童加算 子供の貧困を防ぐために、低所得の親に対して児童手当に加算して支給される給付。 支給要件は、①当該子供が児童手当の支給対象であり、②両親の所得が900ユーロ（123,250円）（片親で600ユーロ（82,167円））以上である一方で、基礎的な生活上のニーズ等を積み上げて算定される所得上限額未満であり、③この給付を受けることで失業給付IIや社会扶助の支給が不要になることである。給付額は児童1人につき140（19,172円）ユーロが上限となっている
アメリカ	なし
日本	所得制限あり 960万円 0～3歳未満 15,000円、 3歳～小学校終了まで...1,2子 10,000円、3子以降 15,000円 中学生 10,000円 所得制限あり 960万円

出典：厚生労働省「2014年 海外情勢報告」  
独立行政法人労働政策研究・研修機構(2013),  
[http://www.jil.go.jp/foreign/basic\\_information/uk/2013/uk-5.html](http://www.jil.go.jp/foreign/basic_information/uk/2013/uk-5.html)

この章では各国の子どもの貧困解消のための目的と、子ども政策への再分配政策を確認することで、日本の政策とどの点が違っているのかをみていきたい。諸外国の家族政策の特徴の表われている項目として、①児童手当、②保護者への就労保障、③住宅手当、④教育手当を挙げた。以後それぞれを分類した表を示し日本の家族政策と比較していきたい。

表1は児童手当を比較した結果、アメリカと日本以外の国では所得制限なしの児童手当と税額控除の充実がみられた。フランスはすべての子どもの育児を社会全体で支援するという考えから、所得制限はなく全ての世帯に対して同額が支給されている。児童手当は2人目から支給される。また3歳以上の児童を3人以上扶養している世帯に一律支給される家族補足手当、遺児等を養育する家庭への補助として家族扶養手当、単身の養育者への所得補助として単親手当があり、現金支給による手当が厚い。イギリスの労働党政権は2010年までに貧困児童を半減させることを公約としており、児童手当に加え、16歳以下の子どもがいる世帯への所得制限ありの児童税額控除を実施することで低所得者層の就労を促し貧困からの脱却させる政策を行っている。スウェーデンも所得制限なしの児童手当が18歳まで支給される。後で述べるがスウェーデンでは児童控除等はないが、教育、就労支援など現物支給の方にも重点が置かれている。ドイツの所得制限なしの児童手当は教育期間中の25歳未満までの子どもについて給付されるのが特徴である。さらに児童控除と低所得世帯への児童加算手当がある。アメリカは、児童手当は「なし」である。原則として個人の生活に干渉しないという自己責任の精神と、連邦制で州の権限が強いことが、社会保障制度のあり方にも大きな影響を及ぼして（厚労省「2014年の海外情勢」定例報告より）いることがみられる。日本は所得制限ありの児童手当が15歳まで支給される。



表2 保護者への就労保障（現金・税控除支給）

	保護者への就労保障
フランス	<p>職業自由選択補足手当                      子どもの養育のために就労が完全に、又は一部中断している場合に支給（支給期間は子ども1人の場合生後6か月まで、子ども2人以上の場合3歳まで）                      就労が完全に中断している場合：379.79ユーロ（52,010円）（基礎手当非対象者は560.40ユーロ（76,744円））                      （2011年）                      所得税の税額控除                      家族除数制度（N分N乗方式）が導入されている。                      世帯の所得を合算①→①を家族除数（N）で割り、1人当たりの所得を算出②→②に該当する税率で1人当たりの税額を算出③→③に家族除数（N）をかけたものが、世帯の納付額となる。                      子どもの人数が多い世帯には大幅な減税効果がある。</p>
イギリス	<p>出産休暇保障                      出産休暇は通常出産休暇（OML）26週及び追加出産休暇（AML）26週、合せて最長1年。OML中は、法定出産給付（SMP）を受給できる。最初の6週は週給の90%、残りの20週は週106ポンド（週給が106ポンド未満の場合は週給の90%）。また、SMPの受給資格がない離職者は、一定の要件を満たせば出産手当（MA）を受給できる。                      就労税額控除                      16歳以上で、週16時間以上就労している低所得者に支給される。カップルや一人親世帯に対しては、「基礎的要素」に「カップル、一人親要素」が加算される。また、週30時間就労すると、「週30時間就労要素」が加算される。年収が一定以上の場合には段階的に減額されることとなる。                      基礎的要素（basic element） 1,920ポンド（365,744円）                      カップル、一人親要素（Couples and lone parent element） 1,970ポンド（375,268円）                      週30時間就労要素（30hour element） 790ポンド（150,488円）                      障害（disability） 2,855ポンド（543,853円）</p>
スウェーデン	<p>育児期間中の経済的支援策として、育児休業期間中の所得保障を行う両親保険制度がある。                      出産10日前から8歳又は小学校第1学年修了まで受給可能。490日間（390日間は給与の80%、上限日額944クローナ（13,688円））残り90日間は一律日額180クローナ（2,610円））</p>
ドイツ	<p>親手当は、生後間もない子供の世話のために休職する親の収入損失を補うもの。原則的に産休前の手取り所得の67%が補償される。（手取り月額が2000ユーロ（273,890円）ならば休職中の給付額は月1340ユーロ（183,506円））支給期間は14か月。就業していなかった人にも月300ユーロ支給                      母性手当                      保護期間（就労禁止期間；原則として出産前6週間、出産後8週間）にわたり、1日につき保護期間の開始前3か月間（週給の場合、13週間）の平均手取り日額を受給することができる。</p>
アメリカ	<p>貧困家庭一時扶助（Temporary Assistance for Needy Families）                      独身で約8,000ドル（981,600万円）以下、夫婦で子供二人の家族の場合、約16,000ドル（1,963,200万円）以下の年収なら申請出来る。各州の財政状況によって異なり、3人家族で月額200ドル～1000ドル（24,540円～122,700円）程度。給付を受ける条件として、週に30時間の職業訓練やボランティア活動が義務づけられている。TANFの受給は有期限で最長60ヵ月。</p>
日本	<p>育児休業給付金                      育児休業開始から180日目までは休業開始前の賃金の67%を支給し、181日目からは、従来通り休業開始前の賃金の50%を支給（最大1歳6か月まで）                      条件として育児休業に入る前の2年間、11日以上働いた月が12か月以上であること</p>

出典：厚生労働省「2014年 海外情勢報告」  
 独立行政法人労働政策研究・研修機構(2013),  
[http://www.jil.go.jp/foreign/basic\\_information/uk/2013/uk-5.html](http://www.jil.go.jp/foreign/basic_information/uk/2013/uk-5.html)

表2は子どもの所属する世帯の保護者への就労保障を比較した結果、日本、アメリカ以外の国では産休中の保護者への個性的な就労保障の充実がある。フランスは子どもの養育のために就労が中断している場合に支給される職業自由選択補足手当、N分N乗方式の所得控除が導入されている。計算方法は、世帯所得を家族人数で割り→1人当たりの所得を算出（A）→（A）の金額にあたる税率を1人当たりの税額とする（B）→（B）に家族人数をかけて世帯の納付額を算出するというものである。フランスはN分N乗方式の導入によって少子化を克服したともいわれ2012年の出生率は2.01である。イギリスは、出産休暇26週のうち最初の6週は週給の90%が保障される。また16歳以上の週16時間以上就労している低所得者に支給されている就労税額控除がある。さらにカップルや一人親世帯に対しては、「基礎的要素」に「カップル、一人親要素」が加算され仕組みである。スウェーデンでは、育児期間中の経済的支援策として、育児休業期間中の所得保障を行う両親保険制度がある。ドイツでは、出産後に休職する親の収入損失を補う親手当、母性手当がある。親手当は就労していなかった親にも最低300ユーロ支払われる。アメリカには子ども政策ではないが、一定以下の所得者に対して有期限の貧困家庭一時扶助がある。また低所得者または無所得者にフードスタンプと呼ばれる食料配給制度があり、最大1人あたり月100ドル相当のスタンプ（スーパーマーケットなどで使用可能なデビットカードの形式）が支給されている。日本では最大1歳6か月までの所得の67%を保障する育児休業給付金制度がある。しかし受給するための雇用期間制限があり、女性は雇用の不安定な非正規雇用者が多いため受給できる人が少ないと言われている。

表3 子どものいる世帯への住宅手当（現金支給）

子どものいる世帯への住宅手当	
フランス	住宅手当 条件によって異なる。月に50～200ユーロ程度支給（6,847～27,390円）
イギリス	住宅給付 賃貸住宅に居住し、賃料を支払っている16歳以上の低所得者に対して、住宅費の補助を目的として支給される。
スウェーデン	子の数、住居の大きさ、所得に応じた額を支給 所得制限あり 女性 平均2,206クローナ（32,091円） 男性 平均1,332クローナ（19,377円） 夫婦 平均2,421クローナ（35,219円） 一人親世帯の経済支援制度として機能
ドイツ	住宅手当（Wohngeld）：連邦および州の拠出により、世帯規模と所得等をもとに算出された額が支給される。
アメリカ	なし
日本	なし

出典：厚生労働省「2014年 海外情勢報告」  
独立行政法人労働政策研究・研修機構（2013），  
[http://www.jil.go.jp/foreign/basic\\_information/uk/2013/uk-5.html](http://www.jil.go.jp/foreign/basic_information/uk/2013/uk-5.html)  
低所得者向けの家賃補助制度があるイギリス <http://blogos.com/article/102508/>  
フランスの社会保障制度の中の家族部門  
[http://www.caf.fr/sites/default/files/cnaf/Documents/international/pdf/plaquette\\_internationaljapan.pdf](http://www.caf.fr/sites/default/files/cnaf/Documents/international/pdf/plaquette_internationaljapan.pdf)  
アパート賃貸助成金（家賃補助） Wohngeld  
<http://www.netdesumai.de/%E3%82%A2%E3%83%91%E3%83%BC%E3%83%88%E6%8E%A2%E3%81%97/%E3%82%A2%E3%83%91%E3%83%BC%E3%83%88%E8%B3%83%E8%B2%B8%E5%8A%A9%E6%88%90%E9%87%91/>

表3は子どものいる世帯への住宅手当を表したものである。日本とアメリカ以外の国では、子どものいる世帯への住宅手当の支給があり、生活費を逼迫させる原因の1つである住宅問題を国がカバーしているという特徴がみられる。フランスは所得制限ありでの住宅補助手当がある。滞在許可証のある外国人でも受けることができるのが特徴である。イギリスでは16歳以上の低所得者に対して住宅給付がある。スウェーデン、ドイツも制限つきでの住宅手当があり、収入に対して支出割合の大きい住宅費に対しての補助が手厚いのがOECD先進国の特徴である。一方アメリカ、日本では住宅手当制度はなく、日本の都心部では高い住宅費が低所得者の生活をさらに逼迫させていると考えられる。

表4 子どものいる世帯への教育手当（現物支給）

教育政策	
フランス	高校終了まで無料。大学年間190ユーロ（26,019円）（2011年）
イギリス	高校終了まで無料。大学授業料 9000ポンド（1,232,509円）x 在籍年数
スウェーデン	3～就学前児童の年525時間の保育無料サービス。小学校から大学まで無料
ドイツ	大学まで無料
アメリカ	高校終了まで無料
日本	高校から有料（所得制限ありで無償化あり）

出典：厚生労働省「2014年 海外情勢報告」  
独立行政法人労働政策研究・研修機構（2013），  
[http://www.jil.go.jp/foreign/basic\\_information/uk/2013/uk-5.html](http://www.jil.go.jp/foreign/basic_information/uk/2013/uk-5.html)  
大学の授業料が安くハイレベルな教育が受けられる7つの国々  
[http://gigazine.net/news/20110416\\_university\\_cost/](http://gigazine.net/news/20110416_university_cost/)  
学費改革の動向と授業料値上げ規則の成立  
<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/pdf/02460204.pdf>  
福祉国家スウェーデンの子育て事情  
[http://www.gendai-kyodaiko.info/children\\_world/sweden2.html](http://www.gendai-kyodaiko.info/children_world/sweden2.html)  
教育移住、ドイツをお奨めする8つの理由  
<http://child-s.com/oyakoryugaku/germany-kyoikuijyu/>  
<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%89%E3%82%A4%E3%83%84#.E6.95.99.E8.82.B2>

表4は、教育手当を比較したものである。日本とアメリカは親が教育費を全額負担するのに対して、他の4か国では子どもの教育にかかる費用を国が負担するという特徴がみられる。フランス、イギリスでは高校終了まで学費が無料である。フランスは国立大学しかなく無料ではないが1年間190ユーロと低い学費負担である。イギリスは1大学以外は国立大学で2012年から大学授業料を9000ポンドに値上げした。しかし学費は学生が政府から融資を受け、卒業後収入が一定のレベルに達した時点から長期返済するという仕組みとなっている。スウェーデン、ドイツは大学卒業まで無料となっており、子どもの貧困政策の一環として教育に重点を置いていることがわかる。アメリカも高校終了まで無料となっているが、大学の授業料が高く卒業後貸与した奨学金の返済の出来ない人が急増している。日本は義務教育を修了した高校から有料となっており、大学進学するための貸与の奨学金制度があり、卒業後高額な奨学金返済に追われる若者の生活を逼迫している。

OECD先進国では医療費が無料、所得制限のない子ども手当に加



えて、特に目を引いたのは税による控除額が大きいことである。世帯の手取り所得の減ることが抑えられ、低所得者層への育児にかかる金銭負担を軽減させていると考えられる。大学まで無料の国も多く、負担があってもかなり格安な教育費である。所得が低くても子育てできる仕組みが、再分配政策によって貧困率を大きく下げている要因となっており、OECD先進国では子どもの貧困率削減のために教育支援、経済支援政策に力を入れていることがわかる。

一方日本では国による金銭面、教育面による子ども政策が手薄い。低所得世帯への税負担が手取り所得を減らす上に、子育てにかかる費用のほとんどを保護者が負担するという仕組みになっており、本来格差を無くすための再分配政策が目的を果たさず、税金（社会保険料含む）は子育て世代もそれ以外の世帯と平等に負担するため、貧困率を上げ格差を広げているのではないかと考える。また日本では再分配政策が高齢者対策に比重が置かれているため、子育て世帯にまで行きとどいた再分配政策が実質存在しないとも考えられる。

日本では再分配政策後に子どもの貧困率が上昇しており再分配によってかえって貧困を悪化させるという現象が起こっているが、理由として所得に応じた税負担が上手く機能しておらず、そもそも国民負担率が低いために財源の問題で社会保障への配分が少ないのかを考える必要がある。福祉政策の充実している国と比較する上で、良い面ばかりを見るのではなく福祉を充実させられる理由まで見ていかなくてはならないと考える。現段階では資料が少ないため、さらに調査し今後の研究課題としたい。

### 結論

この論文では年々増加する日本の子どもの貧困率が再分配政策前後でどのように変化しているのか、子ども政策の進んでいるEU主要国、また日本と同じく子どもの貧困率の高いアメリカの家族政策を

比較することで、日本における子どもの貧困の現状と問題点を明らかにしようと各章で試みた。

1章では日本とOECD諸国の再分配政策後の子どもの貧困率の変化をみることで、日本では当初所得の貧困率は他の国と比べても一番小さかったが、再分配政策後に貧困率が上昇し、下位の方に位置するようになり再分配政策が機能していないことを確認した。しかし日本とは逆に欧米を中心とした先進諸国では、再分配政策前に貧困率が高かった国も、再分配政策後に貧困率が下がっている国が多くみられた。更にOECD諸国では公的移転と税による再分配政策による効果が見られ、社会保障、税控除などが充実していることが確認された。日本では公的移転、税による効果が小さく、税控除、社会保障費が少ないのに加えて、税負担により可処分所得を減らしていると考えられる。再分配政策による税や公的移転が小さいのは増加する高齢者対策により年金、医療費に社会保障費の半分以上が分配されており、再分配政策が高齢者世帯をターゲットとしていることが考えられ、元々の財源が少なく子どものいる貧困世帯まで保障がまわってこないことも考えられる。また社会保険料の負担が低所得層から高所得層までほぼ定額負担であるため、高所得層にとってはわずかな負担でも、低所得層にとって可処分所得の低下は死活問題となる。社会保険料の負担率の問題も今後調査していきたい。

2章ではEU諸国の子ども政策の進んでいる国では、児童手当、税控除、住宅手当、大学までの教育の保障だけでなく、保護者世帯へ経済的援助がなされており、所得が低くても安心して子育てをする仕組みが出来ているが、日本では所得制限有りの児童手当で、15歳まで受給となっており、教育費は保護者が負担するなど子ども政策が十分ではないことが分かった。一方で、福祉の充実している国は国民の租税も高負担である。対して日本は低負担となっており、EU諸国の充実した保障を同じように受けるためには日本も負担率から



考えるべきであるかもしれない。また高負担率と純国民負担率については資料が古いことと、情報が乏しいことなどから更に調査分析が必要と考える。今後の研究課題としたい。

OECD諸国と日本の子ども政策とを比較することで、以下の3点が明らかになった。①日本では再分配後の貧困率が高くなっており、格差を縮小するための社会保障や税による再分配が高齢者中心になっている。②OECD諸国には保護者が育児をする上で金銭的に負担にならないような仕組みがある。一方日本やアメリカでは保護者が育児の責任を負う仕組みになっている。③OECD諸国のような充実した福祉を実現するためには国民負担率を上げることが必要かもしれない。限りある財源の中で高齢者への割合を減らして貧困世帯に回すという政策では、いずれ日本経済は尻すぼみになってしまうだろう。

OECD諸国の子ども政策の取り組みを今の日本で実現することは困難と思われる。しかしOECD諸国が将来の国の発展のためという前提のもとに子ども政策に力を入れ、財源の多くを福祉政策に投入していることを考えれば、日本が取るべき方向性も見えてくるのではないだろうか。たとえば貧困率を下げるために福祉を充実させようとするれば、自分のお金を取られるのは嫌だという声が上がったとしても国民負担率を上げて財源を確保しなければ、貧困問題の解決はできないかもしれない。

貧困層の人に自力で貧困を脱出することを求めても無理な話で、堂々巡りになってしまう。貧困世帯の人達は元々努力できる基盤や這い上がれる基盤がないのである。自分の幸せが大切だと思えば、周りが困窮している状況を改善しなければ、自分のいる場所だけが安泰でいられるという保障はない。子どもが将来貧困に陥らないためには、生活の安定と、教育をしっかりと受けられる環境を作ることが必要である。子どもに平等な教育の機会を与えることは、将

来優秀な労働者を確保し日本経済を成長させ続けるためには必須だからである。

日本は経済大国としてのイメージが強いためには今表面的に貧困が表れていないように見える。今後人口が減り労働力人口が減少することが予測される日本の十数年先を考えた時、現在貧困状態にいる16%の子どもを放置することで彼らが将来低所得層となって国から補助を受けた場合、貧困ではない人が彼らを支えるために負担する税金と、彼らに機会の平等を提供することで得られる利益を天秤にかけてみてはどうだろう。どちらが日本の為（自分達のため）に得なのか、という想像力を働かせてみる必要がある。

#### 注

- (注1) 厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査の概況 7貧困率の状況」  
 (注2) 貧困状態とは、日本では等価可処分所得の中央値の半分以下の層のこと。  
 (注3) 日本では行われている貧困世帯（等価可処分所得の中央値の半分以下の層）への主な政策として、単身世帯への所得制限付き児童扶養手当、生活保護受給がある。15歳まで受給できる児童手当は所得960万円以下の世帯が受給できるが貧困対策のものではない。  
 (注4) 等価可処分所得で測定する貧困率に対し、所得の格差を測るジニ係数では、H23の改善度は0.55→0.38と改善度が31.5%であるが、これは高齢者層への社会保障により年金での再分配政策によりジニ係数の改善が見られたと考えられる。年金を受給していない層のジニ係数の改善は見られない。  
 (注5) ヨーロッパ諸国の保障については数多くの事例があるため、政策の全部を紹介できなかった国もある。

#### 参考文献

- 阿部 彩 (2010)、子どもの貧困—すべての子どもの幸せのために—、日本大学経済学部経済科学研究所研究会【第177回】、pp. 64-77  
 阿部 彩 (2011)、子ども期の貧困が成人後の生活困難（デプリベーション）に与える影響の分析、季刊・社会保障研究 Vol.46

- No.4、pp.354-367  
阿部彩 (2009)、日本の子どもの貧困：失われた「機会の平等」、  
学術の動向 2009.8、pp.66-72  
阿部彩 (2012)、「貧困の連鎖」の経路：「公正」な格差と「不正  
正」な格差はあるか、国立社会保障・人口問題研究所、pp.1-20  
阿部彩 (2014a)、「不況の中の子どもたち」日本解説版、ユニセ  
フ・イノチェンティ レポートカード12、pp.1-6  
阿部彩 (2014b)、「母子家庭」「20代前半男性」「子ども」に際立つ日本  
の貧困、国立社会保障・人口問題研究所
- [http://www.huffingtonpost.jp/2014/09/23/nihonnohinkon\\_n\\_5871294.html](http://www.huffingtonpost.jp/2014/09/23/nihonnohinkon_n_5871294.html)  
勝又幸子 (2006)、社会保障給付の制度配分 - OECDデータと社  
会保障給付費による動向分析 -、季刊・社会保障研究 Vol.42  
No.1、pp.68-77  
鎌倉治子 (2010)、諸外国の給付付き税額控除の概要、調査と情報  
-ISSUE BRIEF- 第678号、pp.1-12  
大石亜希子 (2007)、子どもの貧困の動向とその帰結、季刊・社会  
保障研究Vol. 43 No. 1、pp.54-64  
大石亜希子 (2014)、児童福祉-ウェルフェアからウェルビーイン  
グへ-、季刊・社会保障研究 Vol. 50 No.1・2、pp.18-24  
太田清 (2006)、日本の所得再分配-国際比較でみたその特徴、内  
閣府経済社会総合研究所  
太田清 (2007)、書評 橘木俊詔・浦川邦夫著『日本の貧困研  
究』、季刊・社会保障研究 Vol. 43 No. 1、pp.77-79  
四方理人、田中聡一郎 (2011)、生活保護受給世帯のストック・フ  
ロー分析、「三田学会雑誌」103巻4号、pp.19-32  
渡邊彩 (2008)、日本の家族政策- 子育て支援・子育て支援の在  
り方 -、現代社会文化研究 No.43、pp.55-72  
-シンガポールの年金制度 (CPF) -、日本政策投資銀行 シンガ  
ポール駐在員事務所